

第8回 道路資産評価・会計基準検討会

平成16年6月30日(水)

場所：国土交通省4階特別会議室

【司会(山本課長補佐)】 それでは、定刻になりました。ただいまから第8回道路資産評価・会計基準検討会を始めさせていただきます。

委員各位におかれましては、お忙しい中、ご出席を賜りまして、まことにありがとうございます。

早速でございますが、お手元の資料の確認をさせていただきたいと思います。まず、資料といたしまして、本日の議事次第、委員名簿、配席図の次に配付資料がございますが、まず資料1「承継資産の分類と評価の考え方(案)」、資料2「付替道路水路・関連街路分担金について」、資料3「埋蔵文化財発掘調査費について」、資料4「関連公共施設等整備助成金について」、資料5「道路資産以外の資産(不動産)の評価方法について」、資料6「管理用車両・料金徴収施設(機械装置)について」、資料7「知的財産権について」、資料8「使用するデフレーターについて」でございます。そのほか、参考資料といたしまして、参考資料1「質疑応答の整理」、参考資料2「検討課題の整理」、参考資料3といたしまして、「WG議事メモ」ということで、16年6月7日、6月14日、6月21日、それから、6月11日、6月24日の議事メモ、参考資料4といたしまして「機構と会社との取引の実体について」。

資料は、参考資料ともで以上でございます。漏れ等はないでしょうか。よろしゅうございますか。

それでは、これ以降の議事運営につきましては、黒川委員長にお願いしたいと存じますので、どうぞ委員長、よろしく願いいたします。

【黒川委員長】 承知いたしました。

それでは、前回からの懸案であります資産評価方法に関する個別の論点のうち、承継資産の分類と評価の考え方から、知的財産権について一括して説明をお願いいたします。

【加藤公団監理室課長補佐】 道路局の加藤と申します。

お手元の資料の資料1ですが、まず、表の「審議」というところがありまして、二重丸につきましては、過去の検討会において決定済の内容です。本日、決めていただきたいの

は、括弧がついた二重丸についてです。Pはまだ未着手で、黒三角は検討中のものであります。この括弧の二重丸につきましては、資料2から7について説明資料となっております。

順番にいきますと、まず付替道水路ですが、こちらは資料2 - 1「付替道水路について」ですが、まず、審議理由としまして、「付替道水路は、高速道路の建設により既存の道路・水路が利用ができなくなることに伴い、新たに設けられる道路・水路である。土地の交換を伴う場合と、付替道水路の土地を移管し旧道水路の土地を無償使用する場合がある」。前回の検討会では、図表とかいろいろつけておりましたが、それは省略させていただいております。

付替道水路の性格としまして、まず、費用処理するのか、構築物や土地の付随費用とするのか、そのものを資産計上するのかという考え方があります。2点目としまして、付替道水路について、土地部分と構築物部分を分けて考えるのか、3つ目としまして、何の付随費用と考えるのかという考え方があります。

これらにつきまして、論点としましては、法定道水路、交換の場合ですが、「土地交換に関する契約」がありまして、会計上、これは等価交換と整理できるのか。法定外道水路、移管の場合ですが、敷地の移管を会計上、寄附と整理できるのか。付替道水路の構築物移管が補償としてどのような性格を持ち、会計上はどのように反映させるのか。最後になりますが、各公団で処理方法が違っておりますので、今回の検討会において会計処理の方針を決定していただきたいと思っております。

事務局案としまして、敷地の扱い、「付替道水路の敷地については、交換又は寄附により、地方公共団体等の所有となったものであり、新組織の資産には計上しない。なお、旧道水路の敷地については、現に公団が所有しているものについて、鑑定評価を行うこととする。法定外道水路については無償使用している実態はあるが、それを資産として評価することはしない」。

付替道水路の構築物（償却資産）の扱いですが、「構築物（本線）の建設に伴う付随費用として、構築物（本線）の原価に算入する」。

これが事務局案であります。

理由としましては、敷地のほうですが、「法定道水路の交換の場合、『土地交換に関する契約』が締結されており、少なくとも当事者間の意思においては経済等価性があり、等価交換と考えられる。

すでに譲渡してしまい所有権のない土地と公団が取得した旧付替道水路の土地をそれぞれ鑑定評価し、交換が等価であるかどうかを検証することは、仮にそれが理論的に正しいとした場合であっても、過大にコストもかかり合理的ではない。

法定外道水路は、従来、国有財産として扱われ、市町村の所有ではないのだから、付替道水路の敷地を市町村に移管する必然性はない。市町村に対しては旧道水路の機能を構築物によって補償すれば足り、敷地の移管は会計上も寄附に当たると考えられる。

法定外道水路の場合において、仮に付替道水路の敷地代を補償費の一部として道路構築物の取得原価に算入するという考え方をとったとしても、既に譲渡してしまい所有権のない土地を鑑定評価することは過大にコストもかかり合理的ではない。

付替道水路の構築物（償却資産）の扱い。

付替道水路の構築物は補償費の性格を持つが、旧道水路の機能の補償に主眼があり、財産価値の補償に主眼のある一般の家屋移転補償費等とは異なる。また、本体工事とほぼ同時に付帯工事として施工され、移管契約は付替道水路の完成後に行われるなど、土地取得との直接性は薄い。」

以上が、会計処理案を採用する理由でございます。

会計処理案によった場合ですが、影響については、3ページ目、4ページ目にありますが、基本的には、交換の場合につきましては、鑑定手法を今後とることですので影響はありません。でも、無償使用の場合については、阪神公団に影響があります。あと、構築物につきましては、本四公団の会計処理に影響があるということになっております。

次に、資料2 - 2ですが、「関連街路分担金について」は、「関連街路分担金は、高速道路を高架又は地下に整備する際に、既存道路の拡幅に要する費用の一部を負担するものである。当該費用は補償費としての性格を持つのか、原価算入先は土地かあるいは構築物かという論点」があります。

事務局案としましては、「構築物の取得原価に含める」。採用する理由としまして、「高速道路を高架又は地下に整備する際の、既存道路拡幅のための分担金であり、拡幅をしないと既存道路をふさぐことになるので補償費としての性格がある。この場合には高速道路では土地の取得がないため、漁業補償と同様に、構築物に含めることが妥当と考えられる。」

これらの会計処理案をとった場合に、現行、この処理でやっておりますので、各公団に対する会計処理の影響はありません。

続きまして、資料3ですが「埋蔵文化財発掘調査費について」、審議理由としまして、「

土地に原価算入すべきか、構築物に原価算入すべきか、費用処理すべきかという論点」があります。また、これらについては、各公団で処理方法が異なっておりますので、これを統一する必要があるということでございます。

事務局案の会計処理案としまして、「構築物を建設するための付随費用として償却資産の原価に算入する。但し、首都公団については、下のほうですが、「3.の理由から測量及び試験費として総額を資産価格比で償却資産と非償却資産とに配賦することもやむをえないものとする」。

会計処理案を採用する理由としましては、「埋蔵文化財発掘調査費は、土地の取得後に埋蔵文化財包蔵地を土木工事等により発掘する時点にかかる費用であり、土地の取得と『同時性』、『直接性』がない一方、構築物建設のための不可避の費用であることは明らかである。

また、税務上は原則、費用処理可能となっているが、資産評価にあたっては税法にとらわれず純理論的に考えればよい。

なお、首都公団については、これまで測量及び試験費として一括把握されており、過去の埋蔵文化財発掘調査費に係る支出実績を抽出するのは煩雑な作業を要する一方で、直近の金額実績がなく計上額全体としても重要性がないと考えられる」ためであります。

会計処理案によった場合、「道路公団につきましては、非償却資産の原価に算入していたため、償却資産の原価に算入する処理に変更」することになります。

続きまして、資料4ですが、こちらは、今回、新しく出す資料でして、審議理由としまして、各公団で処理が異なっていること、事務局で考えました会計処理案は、全額費用処理、資産計上しない。

内容としましては、次のページにありますように、「関連公共施設等整備助成金(メニュー助成)制度について」とありますが、考え方としましては、高速道路に関して、固定資産税がかかりませんが、高速道路に関連する、市町村の特別の行政需要がありますので、それに対してお金を払うという制度になっております。

会計処理案を採用する理由としまして、「関連公共施設等整備助成金は、特別な行政需要が生じている市町村に納めているもので、建設の付随費用とは考えられない。また、支払い形態は、限度額内の金額を市町村との協定によって定めた支払時期に支払うこととなっており、支払時期が建設期間中に限定されない」。

会計処理案によった場合の影響ですが、「首都公団、本四公団については、助成路線が建

設期間中の場合に資産計上していたため、これを費用処理」することになります。

続きまして、資料5ですが、「道路資産以外の継承資産（不動産）の評価方法について」ですが、これは前回の土地ワーキングでお出した資料でして、考え方としましては、
にありまして、
としまして、事務所・庁舎、研究所、研修所、宿舎、保養所につきましては、土地・建物一体として鑑定評価もしくは鑑定評価に準じた方法による評価という方法を今回、ご提案させていただいております。

としまして、宿舎等跡地・代替地・道路残地ですが、こちらにつきましては、鑑定評価もしくは鑑定評価に準じた方法による評価。

としまして、トラックターミナルの底地ですが、土地・建物一体として鑑定評価もしくは鑑定評価に準じた方法による評価です。こちらのほうは、土地・建物一体から底地部分について出すということになっております。

次のページになりますが、
として、料金徴収施設、管理事務所ですが、こちらにつきましては、鑑定評価に準じた方法による評価となっております。前回検討会から、多少変わっておりますが、一応土地ワーキングのほうで、これではどうかということで、資料1につきましても、この書き方で評価方法を直しております。

次に、資料6ですが、「管理用車両・料金徴収施設」ですが、こちらは重要性がありませんので、「簿価をもって再調達原価とみなす」という方法を事務局案として出させてもらっています。

最後になりますが、資料7が、知的所有権としまして、特許権等、ソフトウェアです。特許権等のほうは、特許権以外に意匠権なども含んでいますが、金額が出せないところもありますので、こちらは件数も書かせてもらっております。特許権等のほうは、申請手数料相当を資産計上する。ソフトウェアにつきましては、利用価値があるものについては簿価、ないものについてはゼロまたは備忘価額ということで事務局案を出させていただいております。

これらについて、ご議論のほう、よろしく願いいたします。

【黒川委員長】 ご説明ありがとうございました。

本日の事務局案というのは、誤解があるといけませんけれども、ワーキングの議論を踏まえて、ある程度、ワーキングで結論を得たという意味での事務局案ということでございます。

それでは、ワーキングのメンバーでありました委員の方より、ワーキングでの議論の様

子とか、何かコメントというものをいただきたいと思います。まず、資産評価ワーキングが今のご説明のあった部分については一番関連すると思いますので、梶川先生、榎谷先生、何かコメントがございましたら。梶川先生、お願いします。

【梶川委員】 特段、今つけ加えるということではないんですが、いろいろ議論の過程で難しいテーマだったなというのが感想でございまして、付替道路、埋蔵文化財等、それから、今までの議論との整合性といったものも非常に考えていかなきゃいけないし、また、違いがあるとどう考えが整理できるかという点が非常に難しかった。

付替道水路に関しましては、経済的な実態として、法定外と法定道路と、どこがどれほど違うのかという議論もあったんですが、やはり法形式、きちとした違いがあるという点に着目しまして、処理としては、こういう形で考えていったということではないかと思われまます。

あと、構築物としての附帯性、付随費用性というのは、その前に幾つか上がってきた家屋の補償費等々、今度は、その辺の差異について議論としてはなかなか整理が難しいところもあったんですが、今回は、その辺の差異について議論としてはなかなか整理が難しいところもあってございまして、今回、この機能補償というキーで、財産補償、機能補償というところで少し考え方を整理して、こういう結論にしたということが、携わったものとしては非常に苦労もし、かつ、それなりに理論性がついたのではないかと自身では納得はしております。

その他については、これも含みまして、私たちが印象深かったのはそこでもございましたので、あと、榎谷先生、すみません。

【榎谷委員】 榎谷ですけれども、相当激論をしたはずなので、これ以上あれだと思いません。

付替道水路につきまして、理屈の立て方については、こういう意見もあるし、違う意見もあるのかもわかりませんが、結論の部分としては、余計なコストをかける、若干のコストであれば別として、過大なコストもかかる、わざわざこういう会計処理を理屈を一つ通して、過大なコストをかけることも合理的ではないし、理屈も決して間違っている理屈ではないということから、こういう処理というのは、開始バランスシートの段階では、十分、我々、実務家ですので、実務に耐えるだけの内容になっているのかなと思っております。

ただ、今度、新しくつくるということになったときに、この論理と少し違うということも考えられるので、とりあえず、開始貸借対照表を作成するということに限定してこの処理を認めるというふうにしていただきたいと思います。私は思っております。

それから、資料5の道路資産以外の承継資産の評価についてということですが、これは道路資産以外ですので、こういうやり方なのかなという気はいたしますけれども、いずれにしても、現在の日本道路公団とか本四、あるいは首都高、阪神という公団がつくってしまったものでありますから、これはやっぱりだれが見てもこの値段で譲渡するんだなという値段をちゃんとつけてもらって、何か安く払い下げたという形がないように、ちゃんとした評価をしていただきたいと思います。

そういう観点で見ますと、資料5の .の の事務所・庁舎とか、研究所、研修所、宿舍、保養所、この辺について、取得原価、再調達原価で見るとか、売却時価で見るとかというところについても、やはり単に売却ということを前提に 保養所なんか売却することが前提になっていますから、売却することが前提になっているものを売却可能な時価で見ないということはおかしいと思いますけれども、やはり使うものは、売却時価というだけ見て、ほんとにいいのかどうかということも私は疑問に思っております。

そういう意味で、もう一度というとおかしいですけれども、実際、評価をする段になった段階では、道路公団あるいは公団の財産というのは一種の国民の財産ですので、単なる払い下げというようにならないように、払い下げは払い下げですけれども安い払い下げにならないよう、合理的な払い下げになるように評価を適切にしていきたいと思います。

ただ、かといって、過大な負担をさせるわけにはいきませんので、その辺のバランスは必ずあると思いますので、実際適応する場合には、ぜひ配慮していただきたいと思います。

以上です。

【黒川委員長】 ありがとうございます。

それでは、資産評価ワーキング以外の他の委員の方から、今度は、資産評価ワーキングのメンバーがそれについて答えるという立場になるかもしれませんが、何かございましたら、コメントあるいはご意見、あるいは質問、そういうのも含めてございませんか。また、参考資料3の資産評価ワーキングの議事メモに、今、榎谷委員がおっしゃったように、議論があったのです。我々としても会計学の基礎からの議論を闘わせ、こういう結論に至り、そのさわりの部分が議事メモに入っているということでございます。何か議事メモも含めて、意味不明とかございましたら、どうぞ何なりとご意見ください。

質問するのもなかなか難しいかもしれませんが、きょうはさっそこまで来てしまいましたので、時間的に余裕があるということで、少しそれでは、私のほうから補足説明を

いたします。付替道水路については、何回も議論したと思います。

問題は、付替道水路の部分の渡してしまった土地、あるいは、交換に供した土地という部分が、もしかしたら、一般の補償費としての性格があるのではないかとこのところが論点になったわけです。一応、本日の事務局案は、こういうことで整理をしたということで、それぞれ区々の会計処理というのでしょうか、統一的というよりは、交換の場合と、法定外の場合は寄附ということになるわけですが、土地部分については、会計処理を分けるということも論理的には一応通る。特に法的な手続、あるいは、実体を見ると、やはり別ではないかということで整理をしたというわけであります。

構築物部分については、道路資産の構築物のほうと一体となってやっているということで、そこに入れるということですね。

次に、関連街路分担金については、当初、付替道水路と似ていそうだなと思ったのですが、経済的取引として違っているということで、資料2-2にあるような構築物の取得原価に含めるということになりました。

資料2-2にありますように、実際問題として、土地を取得してないので、漁業補償と同様ということで、構築物になるのかなということです。

資料2-2、私の説明がわかりにくいと思いますが、関連街路分担金については、補償費としての性格があると書いてあるところが、先ほどの付替道水路のほうとは性格が違うのではないかと説明したのです。付替道水路のほうを補償費とみなすと関連街路分担金と同じようになってしまおうのですが、付替道水路をそういう扱いにはしなかったという論理に我々として立ったので、ここでは違うということになるということなんです。

そこで、補償費とみなした場合、実体としては土地がないということになると、漁業補償の場合には構築物勘定に含めたので、同じ取扱いにする、これが正確な言い方かもしれません。私の言い方が間違っていれば、補足していただきたいと思いますが、論理が非常に難しく錯綜しておりましたので、そのような説明にさせていただきたい。

これが第1点、資料2-1です。

埋蔵文化財については、これはJHの処理を変えるということで、資産総額についてかなり影響があるところですが、ここについては、3案あります。議事メモを見ていただくとわかるのですが、議事メモの6月7日の3ページ、その後もずっと議論をしておりまして、その次の14日のやはり3ページ、その辺でしょうか。そこで3つの案というのは、土地に含めるのか、償却性資産、要するに、構築物に入れるのかというのが1案、

2案で 1案、2案というのは、今仮に言うておきますけれども、もう一つ、3つ目の案が費用処理、埋蔵文化財発掘調査費がかかった時点で費用処理していたと考えると、期首の貸借対照表上には資産として計上されないということになるわけですね。この3つの会計処理があります。

第1案の土地に入れるということになりますと、これまで7,000キロ以上つくってきたところのかかった総額、累積額がすべて開始貸借対照表上の土地に計上される。それから、第2案の構築物に入れば、減価償却が進んでおりますから、償却した残りの金額だけが構築物勘定に計上される。これは、ちょっと正確ではありませんが、多分、総額で3,000億以上はありました。ですから、全額土地に計上されるか、あるいは、償却していれば、大体あらあら半分ぐらいが資産に上がる。

それから、埋蔵文化財発掘調査費をそのときに費用処理していれば……。

【日原公団監理室長】 資産に残るのは半分強です。

【黒川委員長】 資産に残るほうは半分強で。

【日原公団監理室長】 償却のほうは半分弱。

【黒川委員長】 償却分が半分弱。

支出した時点で費用処理していれば全額オフバランスになるという違いがあって、JHの中間整理処理とは違うということで、影響があるというのはそういうことでございます。3案それぞれ論理があるのですけれども、土地という非償却資産の付随費用とするには、土地取得時とほぼ同時にかかるという同時性、あるいは、直接性、その取得に直接かかったのかどうかを重視したらどうか。

これは抽象的な言い方をしているわけですが、具体的に言うと、取得しても、大規模にそこに建物をつくるとか、あるいは、掘り返すとかをしない限りは、まだ埋蔵文化財を発掘する必要はない。だけど、何かしようとする、その直前にちゃんとやっておかなくてはいけないということで、土地取得時というよりは、その後の構築物をつくる直前ぐらいなので、土地のほうとの同時性はないのではないかと。それから、直接性もそういう意味で、構築物のほうとの直接性があるのではないかとということです。

それ以外にも、いろいろ細かいことも議論、理由もありました。例えば、自分で土地を持っていたとしても、今まで住んでいた住宅をビルに建て替えようとして、深く掘るということになると、埋蔵文化財発掘費がかかるということもあるので、土地取得じゃなくても発生する場合もある。そうすると、やはり構築物のほうに入れるのではないかとこの

とで、資産に上げるとすると、構築物かなど。

それから、費用処理するというのも、税法上は認められているということなのですが、でも、独立行政法人のほうが道路資産を持つわけでございますから、税法を適用するわけでもないし、また、それまで3,000億以上、こういう公共施設をつくるときには、こういう費用もかかっているんだということを、もし仮に費用処理していたとすると、全部オフバランスになってしまう。オフバランス、貸借対照表にのらないようなものを、これまでこれぐらいかかったんだということをずっと注記し続けるということは、企業会計上考えにくい。何か貸借対照表にのっているということであれば、その由来というものを注記等々でディスクロージャーするということはあるのかもしれませんが、貸借対照表にのらないようなものを、まず企業会計上はディスクロージャーすることは考えにくいのですね。

税法にとられることはないし、また、ディスクロージャーするという観点から言っても、これだけ公共施設についてはお金がかかったということを何らかの形でディスクロージャーするということになると、資産に計上しておいたほうが国民にも理解しやすい。これ以外にも理由があったかもしれませんが、私の印象ではこういうことがワーキングの議論では強くて、償却する資産のほう、構築物のほうに計上したというところだったのではないかと思います。

次に、資料4の「関連公共施設等整備助成金」でございますけれども、これはその理由に書いてあるとおりですね。この制度の由来を考えると、費用処理かなど。これは比較的議論はなかったように思います。

ここまでで、何かワーキングのメンバー以外の委員の方、疑問点とか質問、あるいは、コメントございますでしょうか。榎谷委員。

【榎谷委員】 文化財の調査費ですけども、いわゆる土地の取得というものをどういうふうに考えるかということだと思えますね。土地の取得というものを、いわゆる通常の購入及び購入に関連すると見るのか、目的に従って使える状態にするまでを取得と見るのかという違いだと思えますね。従来、道路公団は使える状態にするまでを土地の取得と見ていくと。ところが、それ以外のところは、いわゆる通常の購入に直接関連するという見方をしているのではないかなと思っているわけです。

これは考え方の違いですので、今回は、いわゆる購入、使える状態にするというよりも直接の購入という整理をしたということですから、それはそれで一つの決めですので合理

的かなと思っております。

それから、税法は、費用処理をしなさいと言っているわけじゃなくて、費用処理をすることが可能ということですから、これは強制的にいずれにしても法的に負担させられる費用、金額ですから、税法はそういうものは基本的には損金を処理、つまり、早期費用処理を認めているということですから、理論的には、費用処理ではなくて、やはり土地に入れるか構築物に入れるかは別として、論理的には取得原価を構成するということになるんじゃないかと私は思います。

したがって、今回、土地に入れないとすると、やはり構築物に入れて一定の償却期間に分けて償却をするというのが理論的かなと思います。

以上です。

【黒川委員長】 わかりました。そういうことでJH方式と変わるのですけれども、以前のものも、今、榎谷委員がおっしゃったように、どちらの論理もあったんですけれども、我々としては、今度は償却性資産のほうに入れるという論理をとったということでございます。どちらが間違っているということはない。

ありがとうございました。私もJHの委員なので、私が間違っていたと謝る必要はないということをお願いいたします。ありがとうございます。

何かほかに。どうぞ、長谷川委員。

【長谷川委員】 付替道水路についてのところの用語の確認ですけれども、審議理由のところの論点を3つ挙げていらっしゃるんですが、ここで整理という言葉が出てくるんですが、こちらは会計処理と読みかえてもよろしいんでしょうか。資料2-1の「付替道水路については次のような論点がある」と真ん中あたりに3つ論点を挙げていますが、「整理できる」という言葉が2つ出てきているんですけれども、これは会計処理と読みかえてよろしいですね。

【加藤公団監理室課長補佐】 そうです。

【長谷川委員】 用語の確認は以上ですけれども、全体につきましては、このあたりは、非常に難しい問題だと私も拝察いたします。そもそもまず各公団で処理方法が違う。それぞれやはり、これまではよって立つ論拠が異なっていた。ところが、できるだけ統一的にルールを決めなくてはいけない。ただし、統一的に決めたらとって、そのとおりに収集できる資料がすべて完全に確保できるわけではないというところを考えますと、やはり私は何回か申し上げた、コスト・オブ・コストイングということと、こちらの重要性とい

う言葉はほぼ類似用語でご説明なさっているとは思いますが、そのあたりを勘案した上でこのような原案をお出しになられたのではないかと思いますので、私自身は、こちらの原案でよろしいかと思っております。

【黒川委員長】 ありがとうございます。

小澤委員。

【小澤委員】 私はメンバーではないんですが、ワーキングには出席させていただいておりまして、議論を聞かせていただいて、大変難しい問題に一つの筋道をつけていただいたと評価させていただきたいと思います。ここに今回示していただいた案、その理由については、私は納得できる案をつくっていただいたと思っています。

いろんな考え方があるかと思うんですが、ワーキングも含めて、議事録をきちんと残していただいている、かつ、案だけではなくて、その案に対する理由もきちんと整理して、これを世の中にオープンにしている。それで一つ責任を果たせるのかなと思いますので、これで進めていただければと思います。

【黒川委員長】 ありがとうございます。

横須賀委員、何かございますか。

【横須賀委員】 私はいいです。

【黒川委員長】 そうですね、わかりました。

それでは、一応、付替道水路、関連街路分担金、埋蔵文化財発掘調査費、関連公共施設等整備助成金までについては、事務局案というか、原案と呼んだほうがいいのかもかもしれません、原案でご異議ございませんか。

では、原案どおりということに決定させていただきます。

それでは、その次に、資料5の「道路資産以外の承継資産の評価方法」というところがございますけれども、ここは榎谷委員がおっしゃった資料5の . の「鑑定評価方法及び鑑定評価に準じた方法による評価」というところが若干難しいところがあります。

何が難しいかといいますと、特に保養所等の問題で、かなりの部分はもう売却する予定だということですが、従業員の方が七、八千人いるかもしれませんね、会社のほうになると。その方のために、福利厚生施設を残したいというものもある。これは当然のことです。その保有し続けたいと思うようなものについて、どういう評価になるのかというところが、榎谷委員が先ほどおっしゃったところだと、保有し続けるものと売却予定では、もしかすると評価方法が違う可能性があるということなんですね。会計理論的

にも考えていても大変難しいところです。

【日原公団監理室長】 榎谷先生のご疑問につきましては、私どもも問題、論点の1つとして、実はこのペーパーにつきまして、専門家である日本不動産研究所のほうにいろいろとお聞きしておるところでございますけれども、榎谷先生のご疑問というのは、おそらく売却するのであれば、当然、更地にして売却せざるを得ないものが多いのではないかと。そうすると、素地価格から除却費用を控除した額というものが資産評価額になるおそれがある。一方、使うのであれば、もう少し素地価格に建物の利用価値みたいなものをのせた形で評価されるのではないかとということで、売る場合と使う場合では評価の仕方が変わるのではないかとのご質問だろうと思ひまして、その趣旨を伝えた上で、研究所のほうにお話を伺いましたところ、評価の仕方はいろいろあるんだけれども、あえて特に売り急いでいるわけでもないという前提に立てば、よほどぼろくて、ほとんど事実上使えないという前提であれば、当然、除却費用を見るんだけれども、そうでない以上は、素地価格、更地価格に一定の利用価値というものをのせた、いわゆる保養所なら保養所として使うという前提での評価を行うので、そうであれば、売却の場合であろうと自家利用の場合であろうと、そこには評価額に差が出てこないというご説明をいただいて、そういうふうにさせていただき、ここではそういうふう整理したということでございます。横須賀先生から何か補足があればと思いますが。

【横須賀委員】 そのとおりだと思います。

【榎谷委員】 通常、私も不動産のことは詳しいことは知りませんが、保養所というのも、合理的な値段で売れないんですね。そういうところに問題があって、今売れる値段というのは、ほんとうに二束三文なんですよ。もともと保養所を持たないという企業、福利厚生をやらないというところが多いんですけども、やらないという会社が多くなってきてしまいましたので、そういうところに無理やり売ろうと思うと、どうしても安くなってしまいます。ただ、つくるとなると、それなりのコストがかかるわけですよ。

そういう意味で、売るとなったらやっぱり売る値段にしてあげないと、当然、すぐ損が出るということでは困る。ただし、使うとなると、それは今のマーケットの値段とはちょっと違いますよねというのが私の理屈なんです。

それが、鑑定の方法によってはそれほど変わらないというのであれば、そういうことに配慮させていただければ、このやり方が間違っていると私は思っておりません。

【黒川委員長】 その点について、どなたかご意見ございますか。横須賀委員。

【横須賀委員】 今の先生のおっしゃった、売るとなったらという話ですけど、売るにもいろいろ売り方があるわけで、今すぐ金にしたいという売り方もあるし、長期的に見て売りたいという売り方もあるわけだから、何とも言えませんけれども、評価するときには、少なくとも取引の実体というものを把握した上で評価されるはずだから、現況有姿の状態での資産価値というものが把握できるものと思っておりますけれどもね。

【榎谷委員】 多分そうだと思うんですけども、合理的な値段で今売れないだろうというところで若干の疑問を感じているということですね。

【横須賀委員】 売れるとか、売れないとかという話になっちゃうと、これはなかなか難しい話で、例えば特殊な資産の場合は、我々が評価した値段で売れるのかというと、特殊な人じゃないと買わないわけだから、それはまた話が別ですけども、ただ、現況有姿の状態で売るとしたらどのぐらいの程度で売れるんでしょうかねと、いわゆる公開市場の中でどのぐらいのものが売れるんでしょうかねという価格を把握する以外に、評価のしようがないわけです。

じゃあ、一体どんな評価のことを前提とするのか、所有を前提とするのであれば、早期売却を前提とするわけではないわけだから、そういった状態を指標とした取引の価格は幾らでしょうかということでも求めるわけだから、現況有姿の時価を反映した評価額になると思っております。

【榎谷委員】 おっしゃる意味はよくわかるんですが、実際、しばらく非常に長期的に持っていて、価値が下がるだけでなかなか売れない。むしろ下がっていくというのが私なんか 全部知っているわけじゃありませんが、私のごく身近な状況でしかわかりません、全体の動きはわかりませんが、その中で、もうほんとうに安く売らないといけない。それだって、売り急いでいるわけじゃないんだけど、安く売らなきゃいけないというのが、少なくとも今までの実体だった。

ただ、これからまた少し景気も回復しますからわかりませんが、合理的なところと違う部分が出てくるので、合理的なところが違うのであれば違うんだという前提で評価をしてあげないといけないし、それでいいんだというのであれば、そういう評価でいいということだと思しますので、多分、横須賀先生の言っているのと私のと、そんなには違わないと思うんですが、ただ、売ることを前提でやるならば、売ることを前提の値段をつけてあげる。そうでなければ、それ以外の値段もあるんじゃないかということでもあります。

【黒川委員長】 何かご意見ございますか。

これは不動産鑑定というところの問題の他に、会計理論的にいうと、当初の資産が変わるということは、それがもし仮に開始時の、イコール、資本ということになりますと、要するに、維持すべき資本金額が変わるんですね。

特に、この場合は、土地と建物なわけですけども、土地の部分については、ずっと非償却で維持すべき資本が固定される。あるいは、償却資産であると、その後、減価償却を通じて費用が計上される一方、将来民営化される会社の維持すべき資本金額を決定することになる。

場合によって、この保養所に付随して負債を会社に負わせるということになると、対価をもって民間会社に渡したというようにも解釈できるわけなんですね。

このような2つの問題があり、一応横須賀先生がお答えになった不動産鑑定ということであれば、そうは差がない、現況のままでという。榎谷先生は、それ以外のことも含めて、あるいは、社会的公正というのは、榎谷先生がおっしゃったように、あるいは、我々委員がみんな思っておりますけれども、将来、民間会社になりますから、国有財産の払い下げという経済的取引になるわけで、慎重にすべきであろう、そういう観点も含めて、榎谷先生はおっしゃった。

大変難しいです。どのようにしたらいいかというのは難しいんですけども、一応本日は、これは不動産鑑定ということで、というのが原案ということなんでしょうかね。この部分、土地建物一体として鑑定評価、もしくは、鑑定評価に準じた方法による評価ということでどうか。これでいっても、鑑定評価をしてもらうわけですから、中立性というか客観性は担保されていると思うんですけども、会計目的というほうの、第2番目のほうからすると、果たして、目的適合性という点で、こういうことでよろしいのかという疑問は私もありますが、実をいうと、この1週間ぐらい考えていたんですけども、会計目的からいって、維持すべき資本をどうするかということについて、なかなか答えが見つからないんです。

そこで、ほとんどのものは売却する予定でしょうし、残すものといっても、もしかしたら、その後、売却してしまうかもしれないし、そうなると、高い金額で渡して、その後売却するというふうにすると、売却損が会社に計上されてしまうわけですね。逆に言うと、高い金額で払い下げたと。その後、民間会社になってから売却しようと思ったら、売却損が出ると。そういう影響を会社に与えていいのかという問題がありますね。維持すべき資本としたものが、ほんとうは維持すべき資本じゃなかったのかという問題が起こりますね。

というようなことも考えて、不動産鑑定という客観的な評価をやっていただくということとどうかということをお諮りしたいと思います。

梶川委員、どうぞ。

【梶川委員】 結論については、全く異存はありません。こういう議論に参加させていただいたという、黒川先生の言う意味でいえば、将来に対する責任として、私の解釈としては、一応私なりにはっきり理解したいというところは、この合理性、ある価格とか社会公正 今、先生のおっしゃられる、それと、私は、ここでの鑑定評価という価格に、何らかの齟齬があるということは前提にしないで、今の結論に賛成であると。これに齟齬があるということを前提とするのであれば、きちっと議論はさせていただきたい。合理性がある金額がほかにあって、なおかつ、この鑑定結果が違う数字があるということが議論の中で前提だということは、私の参加した立場としては置いていないんですね。非常に何か議論のための議論好きみたいな話で恐縮なんでしょうけれども、そこはもしあるとするのであれば、また鑑定のご専門の先生であったり、その他、どういうふうに考えられているのかお聞きしたい。あり得ることであるとすれば、もうちょっと理解を進めた上でもう一度その結論について私なりに解釈をしたいという部分なんですけれども。

何となく今の価格は変だなという主観的価格形成というのはあるとは思いますが、果たしてそれが合理性といい、かつ、鑑定結果と齟齬するところについては、私はちょっと正直言うと前提にはなかなかしにくいところがあって、その辺、ちょっとどういうふうに解釈するか。

あと、会計目的も、いわゆるフレッシュスタートで今の時価という、一番大枠の中の時価という概念の中に、合理性があり客観性があるという話の中の算出方法として鑑定というのが出ているという理解でございまして、そこにまた何らかの齟齬の出る可能性があるかということについては、私はむしろ政策的とか、そういうむしろ違う社会的価値判断を導入した上で、マネジメントの責任論のような形で議論をしているということなのか、フレッシュスタートで今の時価であるということで議論しているのかということもちょっと、どちらかという、マネジメントが今までつくってきたんだから、少し高めでも持っている、あな、責任とりなさいという議論であれば、またそれは違う議論の価値判断を今ここで求められているということになりますので、そこは私は実はとってなくて、これが正しい、今考え得る人知で、ときとして価格は動き続けるんですが、公正なマーケットということをお前提とした合理性があり、かつそれが鑑定価格と齟齬がないという全体の議

論として賛成であるということです。

ちょっと長くなりました。

【黒川委員長】 ありがとうございます。

長谷川委員、小澤委員はどうですか。何かご意見ございますが。無理強いはいたしませんけれど。横須賀委員、どうぞ。

【横須賀委員】 私もこの前提条件がよくわからないからなんだけれども、これは現況有姿のままで引き継ぐという状態で考えればいいんでしょう。そういうことですね。ですから、金にして清算価値で譲渡するというわけじゃないわけだね。現況有姿の状態で引き継ぎますよということを考えればいいわけでしょう。そういうことだね。

それならそれで、やっぱり鑑定だって、今ここで売ったらどのぐらいになるんだということも頭に置いてやるわけだから、それは別に何の抵抗もなく評価できると思うんです。ただ、同じ保養所にしても、もう何千坪もあるような保養所を金にしろと言ったって、それはなかなか売れませんよ。今、金にしろと言ったら、売れませんよ。だけど、それじゃ売れないから資産価値ないの、ゼロなんですかという理論だと、今度、それは説明つかなくなりませぬ。

だから、その点は専門家による鑑定評価というものに託するしかやりようがないんじゃないかと思っておりますけどね。

【黒川委員長】 わかりました。

道路資産のほうは再調達ベースなんですけれども、これは必須の資産なんですね。道路を売るということは考えられないんですけれども、保養所については、今仮にとりあえず持ち続けるといっても、いつ何時やめるかわかりませんし、そういう意味からすると、今仮に売ろうと思っているようなものも、保有し続けようと思っているものも、そう差はない。

また、本体事業を続けるための必須の資産と、こういう道路資産以外のものとの整合性が若干違っていても仕方がないのかなという気もいたしますので、この問題については、いかがでございましょうか。原案ということで、ご異議ございませんか。よろしいですか。

では、原案ということで、道路資産以外の承継資産（不動産）の評価については、原案ということにさせていただきます。

それから、次に資料6の「管理用車両・料金徴収施設」なんですけれども、これは料金徴収施設の中の、特にこれは機械装置ということなので、あえて鑑定するというのもな

かろうということで、簿価ということで、これも議論はなかったと思います。

それから、知的財産権につきまして、資料7でございますけれども、これも私の記憶している限り、それほど議論はなくて、これでよろしいのではないかとということだったと思います。

ということで、管理用車両・料金徴収施設（機械装置）と、知的財産権、資料6と7でございますが、これもご異議ございませんか。原案どおりでよろしいですか。

それでは、原案どおりということで決めさせていただきます。どうもありがとうございました。

それでは、結論とさせていただきますので、引き続きまして、資料8以降の使用するデフレーターについてご説明をお願いいたします。新日本の山下さん、お願いいたします。

【新日本監査法人（山下）】 新日本監査法人の山下でございます。

資料8でございます。使用するデフレーターについてということでご説明させていただきます。

デフレーターにつきましては、いろんな費目に応じまして、どのようなデフレーターを用いるべきかという議論があったわけでございますけれども、資産ワーキング等における議論の結果、一応のとりまとめを踏まえてご議論いただければという趣旨でございます。

まず、資料8、一番上の工事費でございますけれども、建設省所管土木工事費デフレーターというものがございましたので、これを使ってみてはどうかということでございます。後ろについております資料でいきますと、ちょっと横になってしまいますけれども、右側に2ページと横で数字を打っているのがございますけれども、この有料道路のところには道路公団、首都公団、阪神、本四と出ている、ここのところでございますけれども、各公団ごとの数字を用いる。ただし、本四公団につきましては、またちょっと2ページのところを見ていただきますとわかりますように、59年以前のデフレーターが存在しないため、他の3公団のデフレーターを対照とした重回帰分析により推計したデフレーターを使用するということがございましょうかということでございます。

続きまして、補償費でございますけれども、先ほどの右側の横になっている数字の2ページの次に、横になっている3ページというものがございまして、国土交通省所管土木補償費デフレーターというものがございます。この補償費につきましては、ワーキングなどにおきましては、補償費の内容に応じて、建設工事費デフレーターなどを使い分けて用いようかというご議論もあったかとは思いますが、調査の結果、補償費デフレーター

というものが見つかったわけでございます。そこで、補償費デフレーターは補償項目の割合でもウェイトづけされているということもございまして、補償費に最も適合するデフレーターと考えられ、これを採用するのが望ましいというお話も、議事メモとしてはあったかということで、これを踏まえまして、建設省所管土木補償費デフレーターというものを使ってはどうかという案を出させていただいております。

ただし、先ほどの話と同様に、本四公団さんにつきましては、昭和59年以前のデフレーターが存在しないため、次のデフレーターで代替する。漁業補償については、卸売物化指数(生鮮食品の魚介類) それ以外につきましては、建設工事費デフレーター(建設総合)ということでございますが、理由といたしましては、本四公団の補償費の約2分の1は漁業補償である。明石大橋関連(神戸西~洲本)の例を見ると、漁業補償を除く補償費の約8割が、建物または工作物の移転補償でございまして、それ以外のものはごくわずかであること、また、建設省所管土木工事費デフレーターの作成に当たりまして、漁業補償については平成10年から消費地水産物流統計(生鮮魚介) 9年までは卸売物化指数(生鮮食品の魚介類) が用いられ、建物または工作物の移転補償については建設工事費デフレーター(建設総合) が用いられているということをもちまして、本四公団につきましては、以上のようなデフレーターで代替させていただければということでございます。

次の3番目の黒ボツでございますけれども、関連街路分担金でございますが、こちらはまた先ほどの横の資料のほうに戻っていただきまして、国土交通省所管土木工事費デフレーターという紙でございますが、そのところの真ん中あたりに、街路 というものがございまして、道路、一般有料道路の中に街路 というものがございまして、この街路の数字が関連街路分担金の内容を端的にあらわしているということでございますので、こちらのデフレーターを用いさせていただきますはどうかということでございます。

最後、4番目の黒丸でございますが、一般旅客定期行路事業等交付金、これは東京湾アクアラインと本四公団さんに関連して発生しておりますものでございますが、1号、2号、3号A、3号C、3号B、4号といういろんな種類がございます。これはそれぞれ内容に応じまして、不用資産の売却損補てんにつきましては、国民経済計算GDPデフレーター、2号、棧橋などの撤去費用につきましては、建設工事費デフレーターを、3号Aの営業利益補てんにつきましては、国民経済計算GDPデフレーターを、Cの時価・簿価差額補てんにつきましては、国民経済計算GDPデフレーターを、3号Bにつきましては、改造費用につきましては、建設工事費デフレーター(建設総合) 4号の割増退職金については、

賃金指数（船員計）でございますけれども、それぞれ極力内容に応じたデフレーターということで、こうしたデフレーターを用いさせていただければという案でございます。

以上でございます。

【日原公団監理室長】 若干補足させていただきます。

補足でございますけれども、まず、デフレーターの名前が、建設省所管と書いてあるのは、全部、国土交通省所管に今、名前が変わっておりますので、直していただければと思います。ちょっと使っていた資料が、最初、古い資料を使ってつくってありましたのが、最近のものに差し替えましたので。ちょっと似たような名前の工事費デフレーター、補償費デフレーター、事業費デフレーターと3つ、似たようなものがございますが、お手元の資料の4ページをごらんいただきますと、これはまだ古いものしかなかったもので掲載していますので建設省所管となっておりますけれども、表の下半分だけちょっとごらんいただければと思うんですが、一番大括りのところは事業費デフレーターという部分でございます、それが2つに分かれて工事費と用地補償費に分かれます。工事費というのはいわゆるトンカチ部分、用地補償費が用地補償でございます。その用地補償費がさらに用地費と補償費に分かれるということで、今回使用しますのは、関連街路分担金については一番大きい用地と工事費を全部含んだ土木事業費デフレーターで、その他については、補償費のデフレーターを使うということでございまして、あと、道路建設に要した工事費については、工事費デフレーターを使うということで、その3つを使い分けるということでございます。

【黒川委員長】 ありがとうございます。

どうぞ、榎谷委員。

【榎谷委員】 確認ですが、今のご説明、土木工事費というのは、いわゆる構築物ということですね。用地費というのは、要するに、土地の取得だと。補償費というのは、用地と工事と両方、道路をつくるための補償のためのデフレーターだと考えてよろしいわけですね。

だから、要するに、工事費は構築物にスライドする。それから、用地費は土地勘定、補償費は状況によっては両方にかかってくると理解してよろしいですね。

【日原公団監理室長】 そういうことです。

【榎谷委員】 わかりました。

【黒川委員長】 それから、資料8の1ページですけれども、本四について、「59年以

前のデフレーターが存在しないため」、その後、「他の3公団のデフレーターを対象とした重回帰分析により推計したデフレーターを使用する」というのは、確認でございますが、59年以前のところだけについてこれをやる。資料があるものは、原則どおり、本四公団も他のものと同じ当該デフレーターを使うという、これはそういう文章でございましょうか。

【日原公団監理室長】　　そういうことでございます。

【黒川委員長】　　ちょっと文章をこのまま読むと「59年以前はデフレーターが存在しないため」、「59年以前においては」という主語がないので、その後の句点以下が全部にかかるかどうか、わからない。文章を補っていただきたいと思うんですが。

【日原公団監理室長】　　補償費のほうも同じ趣旨でございますので。

【黒川委員長】　　わかりました。そこも主語を補っていただけますか。

何か今のご説明も踏まえまして、ご意見ございますでしょうか。ここは、ワーキングでも当初、補償費というものの中身が何であるかということ、事細かに各公団にも調べていただいて、検討も始めた。要するに、補償費については、建設総合という建物を建てるほうのデフレーターでやっていて、何で補償費が建物を建てるデフレーターなのかと疑問に思ったものですから、そういうことを始めたところだったんですね。

かなり手間をかけてやっていたら、何と国土交通省の中に補償費デフレーターという、そのものずばりのデフレーターがあったということがわかったという、その間の事務局のほうで何か弁明してくださいよ。

【日原公団監理室長】　　先生方に大変お時間をとっていただきまして申しわけありません。

もともと、どういうデフレーターを使うかということで、大半が家屋、工作物の移転だろうということで、建築総合または建設総合を使っておりましてんですが、そのほか、立木について何かないかということで、立木のデータだとか、その他、いろいろ集めているうちに、補償費デフレーターというものが存在することが判明いたしまして、なぜ知らなかったと言われると、弁解のしようもないんですけれども、一番最も適切なものであると。

デフレーターのつくり方につきましては、お手元の資料の7ページ、8ページのところに書いてございますけれども、ちっちゃい字でほとんど読めませんが、、、まず、9ページのところにあるように、それぞれの要素ごとに分けて公になっているデフレーターを用いることとし、それぞれの公団における実績データをもとに重みづけをして加重平均を

して、公団ごとのデフレーターを算出するというやり方をとっておりますので、一番適切なのかなと。

先ほど小さい字でごらんいただいた7ページ、8ページの現データとの加重平均をかけるためのウエートづけをするためのデータでございますけれども、毎年、そのデータを集めまして、ウエートづけを行った上でデフレーターを算出しているということでございますので、これであれば、一番合理的なのかなと考えるということでございます。

【黒川委員長】　ということだそうで、このデフレーターは、国民経済計算ですか、そういうような研究目的で使っていたんですか。

【日原公団監理室長】　いろんな目的で使われてはいるんですが、一番多く使われるのは、例えば、一定規模の投資をしたときに、産業連関分析によってどれぐらいの誘発係数が生じるかというような計算を行う際に使われている。あと、工事費デフレーターにつきまして、それとは別に、インフレ条項を発動するかどうかというところで使ったりもするので、工事費デフレーターはかなりなじみが深かったんですけれども、補償費の方はあまりなじみがなかったので申しわけありません。

【黒川委員長】　そういう産業連関分析で使っていた指標があったということで、間違いないものだろうと、ウエートづけもされておりますし、式を見させていただきましてけれども、間違いないと思いますが、何かご意見ございますでしょうか。何か、梶川委員、榎谷委員、何かございますか。

【梶川委員】　いえ、私は特段に。非常にいいデフレーターが見つかって、よろしかったということだけでございます。

【黒川委員長】　横須賀委員、何かございますか。

【横須賀委員】　僕は何となく、これはわかるんですけど、今の形じゃないんですね、このもとは。例えば、漁業補償を払ったというのは、何十年か前に払ったんですね。今はもう漁業補償は払う状況じゃない。TPOが変わっちゃっているわけでございます。

ですから、何十年か前に払った状態の、その何十年か前の日本の経済状態のベースを踏まえた上での補償費は幾らかを、今の土地の価格に加えるわけですからね。何となくすきっとしないんですけども、じゃあ、どうしたらいいのと言われると、おれも困るんだけど。

今度は、この補償費は、今、現況有姿の形でこういう補償費がかかるのかというと、かからないかもしれないし、これ以上かかるかもしれない。何かいい方法はないかと思って、

考えているんですけれども、それだけです。問題提起として。

【黒川委員長】 どういたしましょう。問題提起を今された……。

そうすると、この問題だけではなくて、デフレーター系統のものはみんなそうなんです。それぞれのその時期に支出したものにデフレーターをかけて、再調達とみなすという方式全般にかかわる問題かもしれない。

ですから、大変重要なところなんですけれども、一応、補償費については、取得した時点にかかった補償費という実際支出額を、現在の水準であればこのぐらい払っているであろうというものに変換するという意味でのデフレーターなんです。

どうですかね。先生のおっしゃっていることはわかるんですが、もし仮にそうだとすると、例えば補償費 JHだけでも7,000キロぐらいですか、それを今買ったならば、土地の部分でも標準単金方式をやっているわけなんですけれども、それをどうやって今、補償費の支出額を推定するのか、7,000キロすべて……。

【横須賀委員】 これ、割り切るしかないですね。

【黒川委員長】 割り切るといふか。もし仮に実際今幾らかということになると、何か土地を区切って、標準的補償費方式みたいなやり方になるかもしれないということもあって、先生のおっしゃることもわかるんですけれども、実際問題として、実行可能性、さっき長谷川委員がおっしゃったように、コスト・オブ・コストイングですか、そういうようなものもあるし、正確性という点でも、このデフレーターがかなり信頼がおけるということであれば、こちらのほうがいいのかないかという気もしないではないんですけどね。

【横須賀委員】 いや、これでいいと思うんですけどもね。どうか、と聞かれちゃうとね。

【黒川委員長】 わかりました。どうかと私が聞いといて、どうかと言われて、私も今、どきっとして、回答をまた考えるということですけども。

長谷川委員、どうぞ。

【長谷川委員】 ワーキングのほうでは検討なさっていると思うんですけども、この資料の一番最後の一般旅客定期航路事業等交付金というのが初見のような気が私自身がするんで、ちょっとこの辺、補足説明していただけますでしょうか。

【藤井課長補佐】 後ろのほうから失礼させていただきます。

一般旅客定期航路事業等交付金というのは、一種の、補償ではないんですけど、補償費と同じような性格を持ったJHと本四公団において支出をした経費なものですから、こ

れも同じように、補償費と同様に、支払ったものに対してデフレーターをかけていこうということで、ここに同じように記載させていただいているものでございます。

こちらのほうは、いずれにしても、土地にかかるものではございませんので、償却資産のほうに算入をさせていただくということで、今、現在の民間なりの財務諸表も償却資産に算入をさせていただいているものです。

ただ、こちらのほうも、それぞれ性格が違うものですから、それぞれ1号だとか3号のA、Cのようなものについては、物価上昇に見合ったものということで、経済価値として国民経済計算、GDPデフレーターを使ってということで、それぞれ分類をさせていただいているものです。

長谷川先生がお聞きになりたいのは、この1号、2号、3号、4号の中身のことでしょうか。それとも、このデフレーターをなぜ使っているのかということなのか。

【長谷川委員】 前者で、中身とその支出先というんでしょうか。どういった形でというところです。基本的な話で恐縮なんですけれども。

【藤井課長補佐】 わかりました。

それでは、一般旅客定期航路事業等交付金ということで、道路公団と本四公団において、いわゆる橋梁をかけたときに影響を受ける船舶事業者に対して、お支払いをしているものです。

その内訳が4号までございまして、1号というのが不用資産の売却損補てんということで、旅客船事業を縮小したり廃止したりしますと、不用になる資産が出てまいります。その不用になった資産を売却損と言っておりますが、簿価よりも売却額が低いことが多々生じてまいります。それについては、売却損を補てんしてあげましょうというのが1号でございます。

2号の栈橋等の撤去費用というのは、まさしく事業縮小ないしは廃止したときに、栈橋のようなものが全く要らなくなる。それをそのまま放置しておけませんので、撤去費用がかかる。それについて、事業者が撤去した費用分については、公団のほうで、2号交付金として補てんしてあげましょうというものです。

3号の中には、内訳が3種類ほどございますが、Aの営業利益補てんというのは、一般的に営業者が廃止をしたりするときに、利益の2年分を補償してあげるというのが一般的にやられておるものですから、こちらのほうも、営業利益の2年分については補てんしてあげましょうというのがAでございます。

Cの時価・簿価差額補てんというものについては、もともと正規に売れば、時価というものがあるんですが、それと簿価との差額について、3号で補てんしてあげましょうというのがCでございます。

Bというのは、まさしくこれから転業しようというようなときに、その転業するに当たって、資産を改造したりする費用についても、面倒を見てあげましょうというのが3号のBでございます。

最後、4号交付金というのは、実際に今まで船舶で働いておられた船員さんだとか、売店で働いておられたような方が失業するということで、これは特別な失業ということで、事業主が一般的に支払う退職金以外に、事業主が特別の加算金として、5月を割り増すとか、そういう割増退職金について、その分も公団のほうで補てんしてあげましょうというものでございます。

以上です。

【長谷川委員】 ありがとうございます。もしかすると、以前にご説明いただいたのかもしれないけれども、今の議論が難しい方向にあって、頭の中が混乱してしまって、念のため、確認のためにお伺いしました。ありがとうございました。

【黒川委員長】 ありがとうございます。ご説明もありがとうございました。

何かご質問ございますか。どうぞ、小澤委員。

【小澤委員】 この工事費の部分の本四公団のデータがない部分ですけども、ほかの3公団のデフレーターを対象とした重回帰分析というのをちょっとイメージがわからなかったんですが、どういう分析……。

【日原公団監理室長】 ほかの3公団、60年以降のデータがありますので、60年以降の3公団のデータと本四公団のデータとで重回帰分析をとるという趣旨でございます。

【藤井課長補佐】 ちょっとわかりにくくて申しわけございませんが、それぞれ3公団のデフレーターを加重平均させていただいて、それをそのまま本四公団がもし3公団と同じような動きをしていたならばという過程を置いたということだけでございますので、特に重回帰という言葉が難しくあれなんですけれども、加重平均をしましたということだけでございます。

【小澤委員】 加重平均なんですか。

【藤井課長補佐】 はい。

【小澤委員】 わかりました。じゃあ、地域的には、本四公団が一番近いのは阪神のよ

うな気がするんですが。

【藤井課長補佐】 そうなんですけれど、もともとの工事がどちらかといえば、道路公団さんのほうが近いんですね。本来なら、道路公団さんだけでもいいのかもわからないんですが、そうは言っても、地域性を考えると、阪神さんが近かったり、そういうこともあるんで、3公団さんをそれぞれ加重平均すれば、問題ないのかなというところで、現在はそうさせていただいていると。

【小澤委員】 わかりました。

【黒川委員長】 そこは、例えば3ページの表を見ますと、小澤委員がおっしゃったのもごもっともなんですね。データがございます1985年度以降のデフレーターを見た場合に、本四さんだけ94.8から始まって、こういう90ぐらいがずっと続いているんですけども、ほかのところは、横のほうに見ると、87.6とか、89.2とか、何かちょっと違う数字なので。

【小澤委員】 多分、工事費ですか、そのもう一個前の、2ページですね。

【黒川委員長】 2ページか。ほかの、補償費はいいんですか。

【日原公団監理室長】 補償費につきましては、漁業と個別ケースごとに要素分解してやるということにしております。

【黒川委員長】 すみません、間違えました。2ページですね。2ページを見ると、小澤委員がおっしゃったように、阪神が近いんですか。

【日原公団監理室長】 先ほど、藤井が説明した加重平均という言葉が適切でないんだと思うんですけども、要は、本四公団の数字になるように、道路公団、首都公団、阪神公団、どういう係数を掛ければ、一番最も近似値であるかということ、60年以降のデータから逆算して求めて、そのデータを結局、59年以前に当てはめていると、そういう趣旨です。

【小澤委員】 なるほど、そういうタイミングについて、そっちでするわけですね。

【黒川委員長】 やっぱり、重回帰分析はするんですね。本四公団を非説明変数として、3公団を説明変数として、3公団のそれぞれの係数を決めておいて、59年以前を推定するのでですね。

私もよくわかりました。

小澤委員、いいですか。

【小澤委員】 はい、結構です。

【黒川委員長】 では、そういうことで、私は間違えてしまいましたけれども、そういう重回帰ということにさせていただきたい。

それから、先ほどの横須賀委員の疑問は、デフレーターを再調達の推定に使うということについて初めのほうの検討会で議論したところですね。現況のものなのか、要するに、現時点の状況なのか、あるいは、取得した時点のものなのかという本質的なところにさかのぼる問題なんです。一応土地の評価みたいなものは現在の状況になっているわけですよ。現時点の標準単金というのはそういうことなんですけれども、すべてデフレターのほうは、近似値ではあるかもしれないけれども、よく考えてみると、そうでないかもしれないというのは、ごもったもんです。

そのときには、論理としては、実行可能性、あるいはコスト・オブ・コストイングですが、長谷川委員のおっしゃった、こういうこともあるかもしれない。そういうことも含めて、ご了解、我々としては納得しようということではいかがかと思います。

それでは、資料8の「使用するデフレーター」、この原案ということによろしいでしょうか。

原案どおりということにさせていただきます。ありがとうございました。

本日は、結論づけなければならないというのはここまででございますけれども、25分、時間がありますので、事務局のほうで説明を若干したいことがあるということなので、予定3.のその他と書いてあったところだということで、ご説明お願いいたします。

【日原公団監理室長】 本日のところまでで大体開始B/Sの議論というものはほぼご議論ただけて、もちろん、ペンディングにして、ちょっと難しい問題で残してあるものもありますけれども、大体ご議論いただけたかなと思ひまして、次回以降、会社と機構との間のそれぞれの会計処理をどのようにするかという問題を主にご議論いただければと思っています。

その前提として、機構と会社が一体どういう関係になっているのかというのが、前々から何度か資料をお出しして、そのままになっているんですけども、もう一度、ちょっとここが多分基礎になるんじゃないかと思われまますので、そこをベースに少しご議論いただければということでございます。

参考資料4でございます。似たような、といっても、全く同じものがなかなかないのでありますが、右のほうに4つのケースを挙げています。1つが、いわゆる建設会社等の請負の場合、2つ目のケースが不動産会社がものをつくって売の場合、3つ目が、いわゆる

セールアンドリースバックと言われている取引の場合、4つ目がPFIの場合ということで、今度のものとどこら辺が似ていてどこが違うのかというあたりを整理させていただいたものでございます。

特に問題になりますのは、建設の主体性とか、どういう手続でものができていくのかということであろうと思っております。請負の場合には、当然、つくるかつくらないかの意思は発注者の側にあるわけございまして、受注者の側はそれに従って作り、でき上がったら渡すという関係になるわけでございます。

不動産会社の場合には、これは逆でございまして、不動産会社のほうが意思決定を行いまして、買い手があればそれを売るというスタイルになってくるということでございます。

セールアンドリースバックの場合は、売り手と買い手の双方の意思があるわけでございますけれども、売り手のほう、もともとの資産所有者というのが売りたいという意思があり、買い手のほうであるリース会社のほうも、それを買い取るということで、また実際上の使い手もまた売り手のほうに戻ってくるという、そういうスタイルになってございます。

PFIの場合は、これは事業者ではなくて、公共主体のほうに、要するに、発注者の側にやはり主体、意思があって、それをPFI事業という形で受け手であるPFI事業者が行うということになってこようかと思えます。

その辺の発意の問題があるかと。

今回のスキームというのは、その形だけ見れば、非常にセールアンドリースバックに似ておりまして、売る側、つくる側の意思と、それで引き受ける、機構のほうが、一種のそういう資金調達面でのサポートをするという意味においては、セールアンドリースバックに似た部分もあるということかなと思われましても、というのがまずあります。

ただ、だれが最終的に使うのかということにつきましては、建設会社は当然、発注者が最後まで使いますし、不動産会社の例でも買い手を使う。セールアンドリースバックとPFIは、それぞれ事業者のほうが、売り手のほうが使うというようになってございます。

今回のスキームは、売り手というのかどうか、よくわかりませんが、会社のほうが使うという形になってまいります。そういう意味では、CないしDに近いものと思われまします。

そういう形ではあるんですが、最終的に、将来的にだれの持ち物になるかということをお考えたときには、今回のスキームは最終的に、機構というよりは、その背後にいる道路管理者の持ち物になるようなスキームになっておりまして、それがAないしBは同じようなスキームで、Cは将来的にとっても、セールアンドリースバックの場合、基本的にはほ

とんど所有は、事実上、すべて会社という意味では、売り手側にあるという前提で、形式上、リース会社に所有権が移るだけでございますので、将来的に考えた場合は、売り手側にあるんだろうと思われまます。

P F Iの場合は、今回のスキームに非常に似ておりまして、将来的には本来管理者に戻るといスキームでございますので、そこだけ見ると、A、B、Dが一番近いのかなということでございます。

またA～Dの、それぞれどういう会計が適用されるのかということで、ケースDの建設会社の場合は、建設業会計ということで、仕掛品の場合は未成工事支出金という形で計上されるということでございますし、不動産会社の場合には、仕掛不動産という形で不動産業会計において処理されることになってございます。

セールアンドリースバックの場合は、基本的に、売買が事実上ないという前提で処理されるので、このところが違ってくる。

それから、P F Iの場合は、これは会計慣行が実は確立しておりませんので、ちょっと今ひとつよくわからないという感じかなと思われまます。

そういう前提のもとに、今回の処理をどうするのか。特に、開始B / Sの場合には、費用処理だといって落としておった、例えば、建設期間中の金利 非償却資産の金利でございますけれども の問題でありますとか、そういったものにつきましても、会社側としては、当然かかった経費である以上、債務引受とセットで渡すときには、その分も、当然、機構には払ってくれという話が出てくるはずですので、そういう意味では、経理を処理するときにどうするのかという問題が、おそらく出てくるであろうというのが1つと、それと、費用処理をするのか、仮勘定なのか、未成工事支出金なのか仕掛予算なのか、何か名前は別にして、途中のものについて、費用処理と、そういった資産計上すべきものの選択処理を認めるのかどうかというものも、実は大きな問題かなと思っております。その辺のところをある程度ご議論いただく前提として、この辺のところでもフリーにご議論いただければと思ひまして、議論の参考になる材料としてお示したものでございます。

【黒川委員長】 ありがとうございます。

議論の論点に移るということでございますね。

ほかに何か事務局のほうで、こういう論点もあるよということはありませんか。予告ですね、我々に対する。

【日原公団監理室長】 細かいことはもういろいろ出てくるんですが、一番大きなところは、今申しましたように、そもそも会社が建設中持っているもの、道路を一生懸命つくっている最中の資産を、どういうものとして認識し、どういう形で計上していくのかということと、計上するときに、そこで計上しなきゃいけないというのか、あるいは、費用処理として、一般の処理も選択的に認めるのかどうかというあたりが一番の根幹で、そのあと、いろいろと既に開始B / Sのときにもいろんなご議論をいただいている中で、でき上がった後、どうするのだろうかという、会社の後の話を随分ご議論いただいていますので、そういったところが出てくるのかなと思っているところです。

【黒川委員長】 わかりました。

そうすると、この参考資料の2でいう検討課題の整理という、ここでいくと、開始時の資産が終わって、それからどこに移ったんですかね。

【石原企画専門官】 大体21ページから以降のところ、主なところになりますと、もうちょっと後の24ページの「機構と会社の協定に係る会計処理」とか、そういうところで。

【黒川委員長】 ここですね。

【石原企画専門官】 事務的には赤く塗ったようなところが議論になるのかなと思っておりますけれども。

【黒川委員長】 なるほど、わかりました。きょうのご説明は21から25ぐらいまでのところです。リース会計の問題が26ページにある。この辺もこれからということになるわけですね。わかりました。

予告編、ありがとうございます。事務局からの我々に対する次のミッション、タスクは何かということのご説明があったわけですが、何かご意見ございませんか。

それでは、きょうは15分早く終わって、また少し借金返せたのかなと思いますけれども、これをもちまして、議事の進行は一通り終了いたしました。

今回までにおいて、民営化組織の開始B / Sにおける資産評価につきましては、一通りの議論を行えたものと考えております。次回からは、今、ご説明があった論点についてご議論いただきたいと思います。

また、この7月、8月を利用して、現地視察を行いたいと思います。具体的には、事務局に案をつくっていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、進行役を事務局にお返しいたします。

【司会（山本課長補佐）】 黒川委員長、どうもありがとうございました。

それでは、最後に、次回開催日程でございますが、7月下旬から8月上旬の間での開催を目途といたしまして、日程につきましては、後ほど調整させていただくことといたしまして、これにて閉会することといたします。

本日は大変お忙しいところ、また、熱心なご議論をいただきまして、まことにありがとうございました。

了